

吉川市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

吉川市長 戸 張 胤 茂

吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 19 条第 4 項及び吉川市廃棄物減量等推進審議会運営規則第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

## 記

### 1. 諮問事項

第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画策定に係る基本事項について

### 2. 諮問の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

吉川市一般廃棄物処理基本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するための施策、事業の基本方針を示したもので、現在の計画（第 2 次）は、平成 16 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年次とする 9 ヶ年計画となっております。

本市ではここ数年、市民や事業者による減量化の取り組みの成果として、ごみの総排出量は減少傾向にありますが、現行の処理基本計画では、総合的なごみの減量と適正処理に関し、今日の社会経済環境の変化に対応するには、十分とは言えないことや現処理基本計画がまもなく目標年次を迎えようとしていることから次期処理基本計画の策定が必要になってまいりました。

つきましては、市民、事業者、行政との協働の下、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の処理に関する施策を総合的・計画的に推進するため、新たに第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたっての基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性等の基本事項に関するご意見をいただきたく諮問するものです。